

ID: 86

担当部署: 企画部 国際文化推進室 国際文化推進課

処分の概要	施設の利用の許可		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市立美術博物館条例 第7条(第12条の2第3項において読み替える場合を含む。)		
例 規 番 号	平成2年条例第22号		
【根拠条文】 (施設の使用料) 第7条 別表第3に掲げる美術博物館の施設を利用しようとする者は、市長の許可を受け、同表に定める額の使用料を納めなければならない。 (管理の代行等) 第12条の2 市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、美術博物館の管理を指定管理者に行わせることができる。 2 前項の規定により、美術博物館の管理を指定管理者に行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。 (1) 美術博物館の利用の許可に関する業務 (2) 美術博物館の運営に関する業務 (3) 美術博物館の施設、設備等の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、美術博物館の運営又は維持管理上市長が特に必要と認める業務 3 第1項の規定により、美術博物館の管理を指定管理者に行わせる場合の第4条の2第3項、第6条から第8条まで及び第10条第2項の規定の適用については、第4条の2第3項及び第10条第2項中「市長は、特に必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て」と、第6条から第8条まで中「市長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和6年4月1日